

本書は、行政職員が県民活動団体との協働を進めていくための留意事項や手順を示したガイドブックの概要版です。

協働の推進に向けた環境づくりの一環として作成したものであり、協働についての共通認識が図られ、積極的な取組みが展開されることを期待しています。

主として県職員を対象とした内容となっておりますが、協働の考え方や協働事業の進め方を知っていただく上で、市町村や県民活動団体の皆さんにも参考としていただければ幸いです。

なお、詳しくは、「県民活動団体との協働に関するガイドブック（改訂版）」をご覧ください。

県民活動と県民活動団体

県民活動とは

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」です。具体的には下図のような活動をいいます。

コミュニティ活動

地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動

ボランティア活動

個人あるいは志を共にする諸個人(グループ)が自発的な意思に基づいて他の人を助けたり社会に貢献したりする活動

NPO活動

特定非営利活動法人(NPO 法人)やそれ以外の民間非営利組織による組織的な「市民活動」。NPO は Non Profit Organization の略

県民活動団体とは

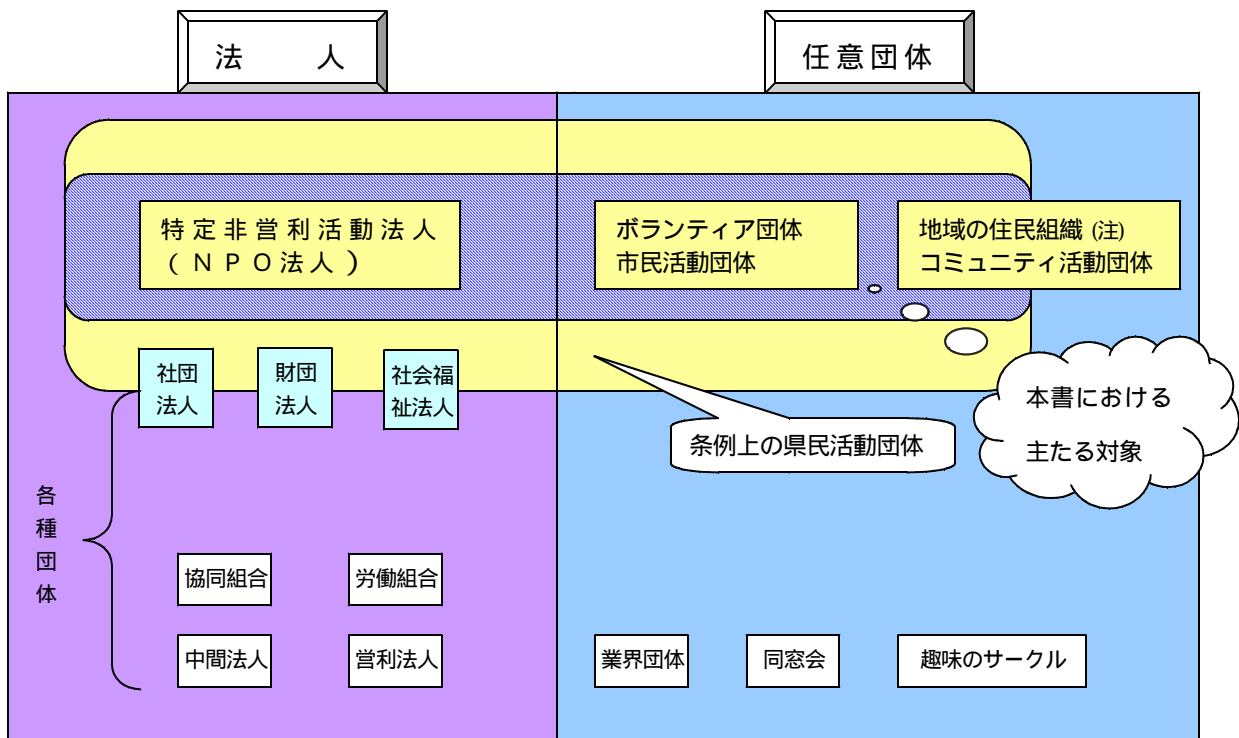
組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が下記のいずれにも該当する団体

宗教・政治活動を主たる目的としない活動

選挙活動を目的としない活動

営利を目的としない活動

本書で対象とする県民活動団体



(注) 自治会等地域の住民組織には法人格を持つものもあります。(地方自治法第260条の2)

本県における協働の基本的考え方

協働の定義を教えてください。

本県では、協働を

「相互の存在意義を認識し、尊重しあい、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」と定義しています。

どうして県民活動団体と行政が協働する必要があるのですか。

県民活動団体と行政の協働には、次のような意義や効果があります。

◇ 県民参加の促進につながります。

- 県民活動団体が、行政との協働を通じて、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

◇ 公共サービスの向上と行政のスリム化が期待できます。

- 県民活動団体との協働を推進することで、スリムで効率的な行政運営を実現することが期待できます。
- また、県民活動団体は、地域の県民ニーズを把握している場合が多く、サービスを受ける立場に立ったきめ細かなサービスの提供が期待できます。

◇ 県民活動団体の活動が充実します。

- 行政との協働によって、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られ、また、マネジメント能力や事務処理能力の向上にもつながります。
- その結果、社会的理解や評価が高まるなど県民活動団体自体の活動の広がりや成熟も期待できます。

協働するときには、どのようなことに留意する必要がありますか。

協働する際に留意しなければならない「協働の基本原則」は次のとおりです。

◇ 対等な関係

- 協働においては、行政と県民活動団体はお互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける必要があります。それにより、県民活動団体の側にも自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながっていきます。

◇ 相互理解

- 行政と県民活動団体が、相互の特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にし、協働に取り組むことが必要です。

◇ 相互自立

- 一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。

◇ 目的の共有

- 行政と県民活動団体は、互いに協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要です。

◇ 情報の公開

- 行政は、県民活動団体の参入機会を確保するため、協働で進めようとする事業についての情報公開に努める必要があります。
- また、県民活動団体は、活動目的や活動内容、過去の協働実績等の情報を公開、提供していくことが求められます。

本県における協働推進方針

県では、下記の方針に基づき、県民活動団体との協働を進めます。

基本的な考え方

- 県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点から、県事業のうち、県民自らが地域づくりや地域課題の解決に積極的に関わっていく必要があり、かつ、県民活動団体の特性や団体間のネットワークを生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体と県との協働を積極的に推進します。

県と市町村の役割分担

- 基本的な考え方としては、県は広域自治体として、全県に効果を波及させる必要のある事業や、市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取り組むこととします。

委託事業における民間企業等との関係について

- 県事業の委託先を「県民にとってよりよいサービスを提供できる主体」は誰かという観点から検討する場合、事業の目的や性格によって大きくは下記に二分されると考えられます。

事業完了までのプロセスよりも、財政効率や事業の特殊性(高度な専門性や保安基準等特別な要件を充たす必要のある場合等)を踏まえたサービスの内容を最重視し、民間委託はそのための手段と考える場合

事業のプロセスを通して、「県民参加」「県民自治の促進」「コミュニティ形成」といった県民活動団体に委託することによって生じる効果を最重視する場合

- の場合は、民間企業等に委託した方が良い場合や県民活動団体と民間企業双方が候補となる場合があります。従来からの委託事業になじむものであり、県民活動団体が受注したとしても、「協働」とは言い難いでしょう。
- の場合は、県民活動団体との「協働」の観点から委託を考えるべきであり、委託先の選定方法についても、公募提案方式を取り入れるなど「協働」を意識した進め方が望まれます。

協働に適した事業

県民活動団体と協働を進めていくべき「協働に適した事業」かどうかは、下記により判断することとします。

原則として、

《視点 》からの検討の結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、《分野 ~ 》のいずれかに合致する事業とする。

視点

協働事業の選定に際しては、行政が事業を実施するに当たっての一般的な視点のほか、次のような視点を加えて考えること。

行政課題の解決に当たって、県民活動団体との協働が必要か。

県民活動団体の特性やノウハウ等が生かせる事業か。

分野

多くの県民参加を可能にする事業

きめ細かく柔軟な対応が求められる事業

県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業

県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業

広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業

これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

公的施設の運営・事業企画に関する事業

即応性が求められる事業

新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業

協働の具体的進め方（県事業の場合）

県事業の場合は、下記のように協働を進めます。フロー図も参考にしましょう。

まず、情報収集が必要です。

- ◇ 県民活動団体情報の提供
 - 県民活動推進室、やまぐち県民活動きらめき財団、県民活動支援センター等が連携し、県との協働を念頭に置いた団体情報の充実を図ります。
- ◇ 県事業情報の提供
 - 県の広報誌や県庁ホームページを活用した情報提供以外に、県民活動支援センターのホームページや情報誌等への掲載も可能です。

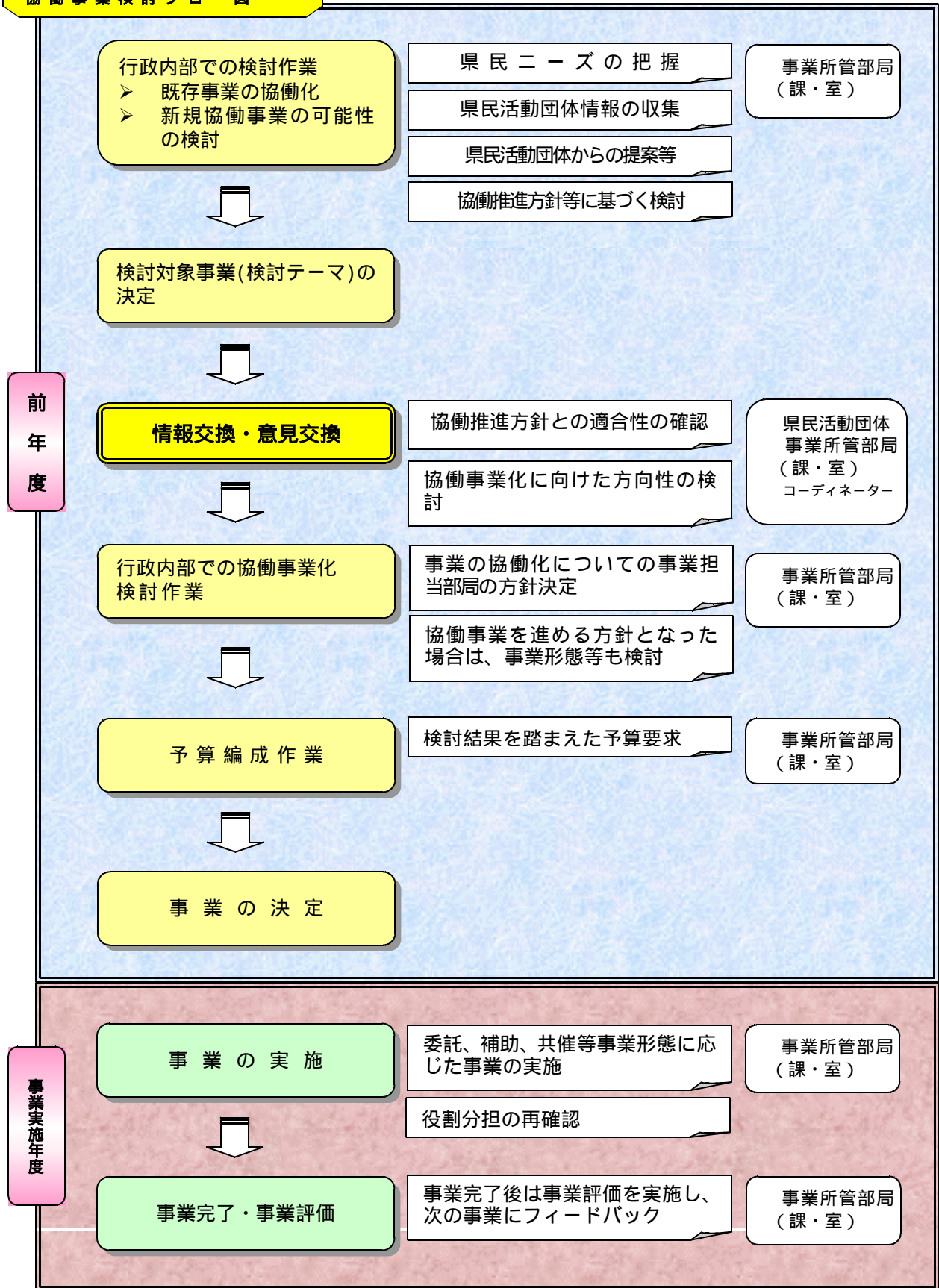
対象事業の検討をします。

- ◇ 既存事業の見直し
 - これまでの政策提言や県民のニーズ等も踏まえ、県民活動団体と協働した方がより良い効果が得られるかどうか予算編成時期までに事業所管部局（課・室）で見直しを行います。
- ◇ 新規事業の検討
 - 「情報交換・意見交換」を積極的に実施し、県民活動団体からの意見や提案等を踏まえながら内容を検討します。

情報交換・意見交換を行います。

- 県の施策や事業について、事業所管部局（課・室）が協働化の可能性を探り、協働推進方針に基づいた判断を行うための検討の場
協働推進方針に基づいて、協働事業として進めようとする場合の、事業の方向性
を見いだす場として、県民活動団体と情報交換や意見交換を行うことが効果的です。
- 県から呼びかける場合以外にも、県民活動団体から提案があれば、県の事業所管部局（課・室）は、協働の可能性について適宜検討を行う必要があります。
- 検討の結果、事業化が難しいものでも、県民のニーズ、県政への要望を最大限汲み取り、現行の施策の中で活用するよう努力することが必要です。

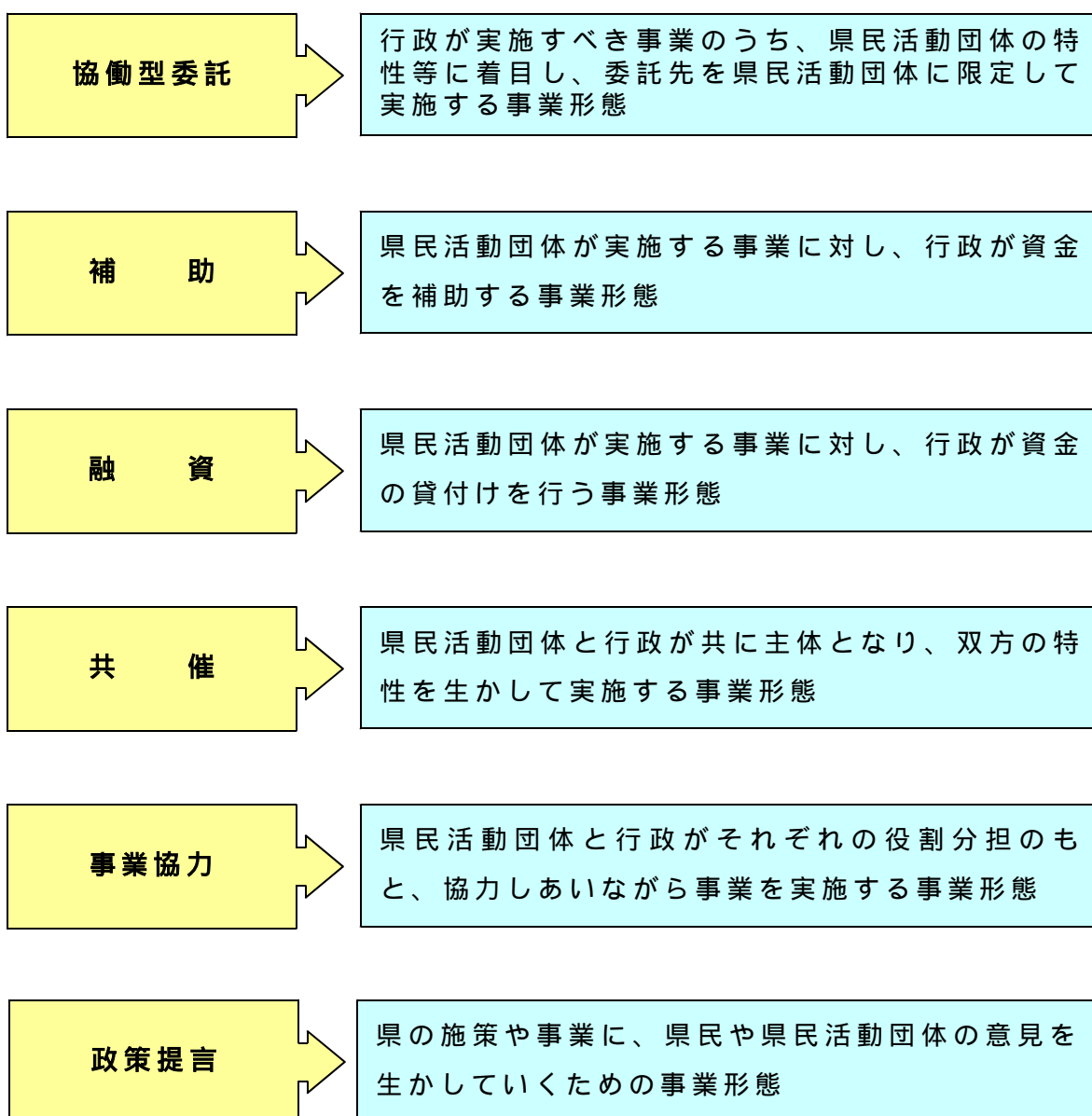
協働事業検討フロー図



協働の事業形態について

事業形態とそれぞれの留意点

協働の事業形態には様々なものが考えられますが、本書においては、以下の6形態に分類しています。事業形態の選択に当たっては、事業目的実現のために、最も効果的な形態を検討することが必要です。



協働型委託

概要

- ◇ 本書では、行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針により、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態を指します。
- ◇ 「協働型委託」は、協働推進方針に基づき、県民活動団体の特性に着目して委託を行うものであるため、価格競争にはなじまず、予算の範囲内で事業に最も適した企画力や実施能力、ノウハウ等を持つ委託先を決定する方法として、公募提案方式がよいと考えられます。

協働の効果

- ◇ 県民活動団体が持つ専門性・先駆性などの特性が発揮されることで、県民ニーズに合ったサービスが実施できます。
- ◇ 県民活動団体に委託することにより、「県民参加」、「県民自治の促進」、「コミュニティの形成」等の効果が期待できます。

公募提案方式

- ◆ 公募により、事業実施に係る実施体制、実施方針、事業内容に関する企画提案書等の提出を受け、事業に最も適した県民活動団体を選定する方法です。

留意点

- 事業の性格にもよりますが、委託内容について、行政が仕様書等委託条件を詳細部分まで全て整えて提示するのではなく、県民活動団体と行政が協議をしながら進めていくことが可能な事業の場合は、極力その方法を採用することを検討してください。その場合、公募時に発注者の行政が提示する事業概要は、できるだけ骨格的なものにしておく方が自由な発想に基づく提案が得られやすいでしょう。
- 選定に当たっては、公開プレゼンテーションの実施や第三者を含めた「審査委員会」等を設置するなど、透明性を確保することが重要です。

従来型の委託について

- ◇ 本書では、行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針による検討の結果、委託先を県民活動団体に限定せず、民間企業等も候補として視野に入れながら実施する事業形態を指します。
- ◇ 入札等の結果、県民活動団体が落札した場合においても、「県民参加」「県民自治」等の観点や県民活動団体の特性に着目した委託ではないことから、本書では「協働」には含みません。財政効率など業務の外部委託そのものに力点をおいた事業形態といえます。

補助

概要

- ◇ 協働としての補助とは、行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業など「県民活動団体と行政の共通の目的達成」のための手段として、実施する場合を指します。

協働の効果

- ◇ 行政が対応しにくい実験的、先駆的事业や県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。
- ◇ 県民活動団体の主導による事業形態であることから、自主的・主体的活動の活発化や活動のすそ野の広がりが期待できます。

留意点

- ◇ 事業の実施主体は補助を受けた県民活動団体であり、その実施責任、結果責任は、県民活動団体が負うこととなります。また事業の成果は、補助を受けた県民活動団体に帰属します。

融資

概要

- ◇ 融資は、協働の観点からは、県民活動団体と行政との共通の目的を達成するため、県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を貸付けるものです。

協働の効果

- ◇ 補助に比べ、県民活動団体の財務管理能力、マネジメント能力、経営感覚等が一層要求されることから、自立した団体としての成長が期待できます。

留意点

- ◇ 県の制度としては、「NPO法人サポート融資事業」がありますが、対象はNPO法人のみであり、任意団体への適用はありません。

共 催

概 要

- ◇ 県民活動団体と行政が共に主体となって事業を行う協働形態です。
- ◇ 県民活動団体と行政等で構成された「実行委員会」・「協議会」等が主催者となって事業を行う場合もここに含みます。

協働の効果

- ◇ 行政と県民活動団体との相互理解や協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。

留意点

- ◇ 相互の役割分担と経費分担についても事業実施前に取り決めておき、可能な限り文書化しておくことが望めます。
- ◇ 実行委員会や協議会等の場合は、参加者相互の役割分担と経費分担を明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法についても協議しておく必要があります。

事業協力

概 要

- ◇ 共催以外の形態で、県民活動団体と行政がそれぞれの特性を生かした役割分担を行い、事業を協力して行うことをいいます。
- ◇ 「アダプト・プログラム」「後援」「行政主催事業への県民参加」等が該当します。

協働の効果

- ◇ 県民活動団体と行政の協力関係が構築されます。
- ◇ 県民の県民活動への積極的参加を促進する効果が期待できます。

留意点

- ◇ 県民や県民活動団体との信頼関係を構築するよう留意する必要があります。

政策提言

概要

- ◇ 県民や県民活動団体から政策への提言を受けたり、施策の企画・立案段階へ参画してもらうことにより、多様な県民意見を政策や施策に生かしていく形態をいいます。

協働の効果

- ◇ 創造的で先駆的な提案・意見、地域や生活の現場からの問題提起、県民のニーズなどを政策・施策に反映することができます。

留意点

- ◇ 実現が困難な提案もありますが、施策等に反映できる部分はないか、前向きな姿勢で取り組むことが重要です。

協働相手となる県民活動団体を選ぶときの着眼点

協働相手の県民活動団体を選ぶときは、次の点に留意しましょう。

- ◇ 下記の基本的な着眼点に基づき、～の留意項目を参考にしてください。
- ◇ 団体を決定するときには、公平性や透明性を確保するため、その理由を明確にしておく必要があります。

基本的な着眼点

- **事業目的の確認・共有**
協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意思があるかが重要です。
- **事業遂行能力の確認**
県民活動団体に関する情報収集に努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要です。

留意項目

活動目的	活動内容・活動実績	組織体制・事務局体制
企画力・事業提案能力	財政状況	民主的な手続きによる団体運営
情報公開の努力	団体としての独立性	その他(税の滞納の有無等)

協働事業の実施と評価

協働事業の実施段階でも、留意すべきことがあります。

協働事業の実施段階での留意点

事業実施における責任の明確化

- 不測の事態を想定し、両方で責任の所在について協議しておく必要があります。

事業実施に関する役割分担の再確認

- 事業前から役割分担については十分に協議しておき、事業実施時には再確認の上、両者が誠実に対応する必要があります。

事業実施中における協議の実施

- 事業実施中においても定期的に両方で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるように努める必要があります。

協働関係の時限性の確認

- 同一の県民活動団体との協働関係を安易に継続することは、相互に依存する関係となることから、協働期間を定めるなど、絶えず見直しを行う必要があります。

協働事業が完了したら評価を行い、次の事業にフィードバックしましょう。県事業の場合は、フロー図を参考にしてください。

協働の評価とフィードバック

協働事業の評価・見直し

- 協働事業実施後においては、協働事業の目的、協働形態・相手方及び事業成果等について評価を行い、評価結果を次の協働事業にフィードバックし、改善していくことが必要です。

協働事業の評価の視点

- 協働の評価の視点としては、次のようなものが考えられます。
 - 協働という手法を採用したことの適否、有効性
 - 採用した協働形態の妥当性
 - 役割分担の妥当性
 - 県民活動団体の特性の発揮の度合い
 - 協働相手の選定の妥当性
 - 事業目的の達成の可否
 - 費用対効果の適否

協働事業における評価のフロー(県事業の場合)

